

県南広域振興局長告示第4号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成19年1月9日

県南広域振興局長 酒井俊巳

- 1 土地区画整理組合の名称 前沢北地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成17年3月1日から平成23年3月31日まで
- 3 施行地区 奥州市前沢区字新町裏、字大林寺下、字二十人町裏、字粟ヶ島及び字田畠の各一部
- 4 事務所の所在地 奥州市前沢区字七日町裏71番地
- 5 設立認可の年月日 平成17年2月17日
- 6 変更の内容 市町村合併に伴う所要の整理
- 7 変更認可の年月日 平成18年12月20日